

○環境省告示第八十四号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）第七条第四項及び第四十一条第四項の規定に基づき、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成十八年四月環境省告示第八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

第一の3の次に次のように加える。

4 その他

管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

第二の(3)中「哺乳類」を「^ほ哺乳類」に改める。

第三の1の(2)のア中「^じ適切に給餌及び給水」を「適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保」に、同ア中「動物の処分方法に関する指針」を「動物の殺処分方法に関する指針」に改める。

実験動物の飼養及び保管並びに施設の衛生に係する基準の一部を改正する件(新規附則本文)
○実験動物の飼養及び保管並びに施設の衛生に係する基準(平成十八年四月環境省令第百八十八号)

| 改 正 部 | 現 行 |
|---|--|
| 第1 一般原則 1 ~ 3 (略) 4 その他 <p>管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。</p> | 第1 一般原則 1 ~ 3 (略) [新設] |
| 第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。 (4)~(8) (略) | 第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。 (4)~(8) (略) |
| 第3 共通基準 1 動物の健康及び安全の保持 (1) 飼養及び保管の方法 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。 ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。 イ～エ (略) (2)・(3) (略) 2 ~ 6 (略) | 第3 共通基準 1 動物の健康及び安全の保持 (1) 飼養及び保管の方法 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。 ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。 イ～エ (略) (2)・(3) (略) 2 ~ 6 (略) |

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の殺処分方法に関する指針(平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。)に基づき行うよう努めること。

第4・第5 (略)

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針(平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。)に基づき行うよう努めること。

第4・第5 (略)